859
10

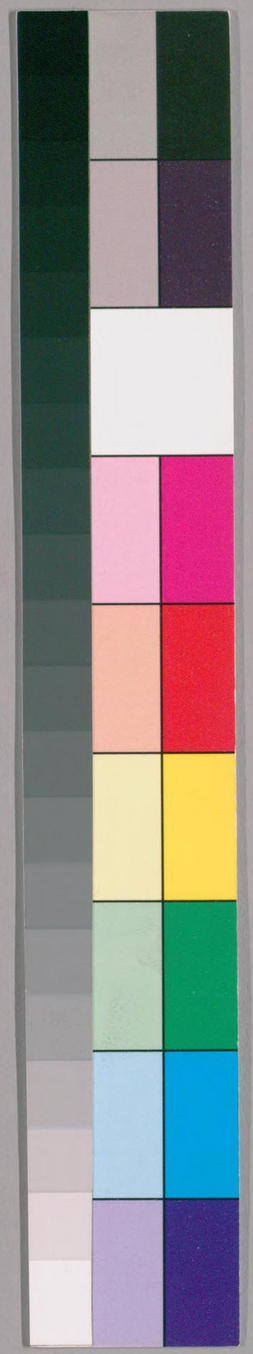

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用

天保 新鐫

國人必要 百姓日用訓

書肆

水戸鱸先生輯

東壁樓
藜光堂

千里必究

天保
新觸

國人必要

百姓日用訓

水戸鑪先生輯

書肆 東壁樓 藜光堂

千里必究

859-10

百姓日用訓序

帝國圖書館

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用

とて長久保赤水ぬなと合せて七たまのかまこ人と伴をれるこの作者なりはる我家光世ふひろ究むと次とそまて端乃初をおの程ふさ物まてに横足れいとはひ家乍て曽理り渋らるまをなふそもかそかまの物をとかいや李すつ毛きこの如くお程とも法究まめも美ふらいと

ねもこ祖ふ教論しなるよふ物乃名なとをから始とよりひらむと法小物の文字ひき出て假字をさへ法事な道ふ赤加中ふ歩より風俗つらむより八耳ふ近くふ字ま毛志ひやすく多乃事をも知ねておのこの身乃形ひもなり毛すから毛志く下と志て世ふ立むよりを又地をおきて外やもあるひきく渋志

とて雅にも巻を次て普ねくよくいはんハ
彰考館乃ひとくの書為に侍従なる
彰吉田令世時なる天保八年と伊勢と
之通神無月吉なりに題辞

手かきなみよむわさは志つ心きかすなるらぬお
の道かくらひのすへきことふハあらためて志の
ふあまてとはるゝ古川と旅きかすならぬおの
れらのよのみてよきさ文乃ふことにならんありける
をしひ吾友蔡氏堂の主桜本ふなり吉田大人に
序といふことを聞ひまゐらせハかくあの思ひて文字
ふおの道かくへきよし思ひたりしそせちに杖を
そのりしぬさて手かきなるよしむことさても志らね
きれしりかく立はねるハきとこの言さふれなと
せちふにおひぬ道に似すみ聞るのいたみかく網
倚の海なるの筆海とりて手なる比あとをも
法筆をもんなも

水戸　岩田時純

孔子

きれをうけつぐはもろ人ぞもち
四をおさめる術しなくはかなし

吾道ハ元よりそこ本とはうれ
海をへだてる人やしは

御製 後水尾院

百姓日用訓

凡(およそ)百姓日用(にち)文字業(わざ)ハ百姓の子(こ)ら
者知(しる)ハ不(ず)可(べか)不(ず)知(しる)ハ事(こと)先(さき)
御公儀様御法度(はっと)の切支丹(きりしたん)宗門(しゅうもん)は
入者(きつと)急度(きっと)大法(たいほう)有之(これあり)
私(わたくし)曲(まげ)浦々(うらうら)津湊(つうそう)
厳(げん)然(ぜん)也(なり)於(おい)面々(めんめん)ハ
御制札(ごせいさつ)の表(おもて)
御(ご)成敗(せいばい)和天台真言

禅律臨濟曹洞浄土法華一向遊行派ホ
ト葬祭ニ付テ茶毗下火ノ法ハリ其外追
福ノ廻向和尚法事雑作
法師（ヲシ）（雛僧）（ヒナ）（新發心）（ホツシン）（ヒキ）（テラワナ）（眺）服寮給須各合沼小在シテ
兎角招請セハ若更祈禱ノ類ハ
連巻数ノ如キハ檀那寺ノ別當社家修験并小
祢宜亜頭先例ノ任セテ兎
次ニ鉄炮之事（テッポウ）（鳥銃）（火縄）（鉄砲）
組使（クミツカヒ）ノ猟師（リョウシ）ハ
猪鹿無程山ニ多ク外猟
事并ニ人ニ鉄炮ヲ打掛ケ獣ヲ打取
簡ヲ免ス不限鉄炮ヲ
科ヲシテ通ス魚ヲ
次ニ弁ニ馬或ハ雇ヒ
ニ悪種蒲鉄流札（カルタ）（骨牌）並ニ
事ニ法ニ目薬ヲ売ル
頂田賀金偽茶ヲ売ル

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

牢者島流し亦ハ耳を截鼻を削ぎ焼
鉄を当てて是を追放せらる若竊に立帰り
其外間近く俳徊するに於ひてハ是又重罪
勿論衛人盗賊夜盗強盗追剥并ニ男女を
不義人殺鶏殺火付ニ放火古首獄門張附梟首
磔柱雑物を家別して主殺親殺ハ是又大逆
無き候人出奔逐電するとも天下の囚人
其網遁るとかたく人形を物色以縫付け出し

擒め捕らせて其才ハ竹鋸妻子眷属侄数を
至るまで悉絶に及ぶなるさる事其外口法度
多しといへども百姓の平生畏れ恭しむ
可き事大略如件
次ニ諸芸之事鑓鎗釼法弓鞠謡ひ囃し
琴笙鼓太鼓并ニ詩歌俳諧茶の湯立花
亦ハ百姓ノ業にわたりて文浄瑠璃之味
線ハ是操踊舞妓のもる亦たるが農家

のうにおよぶを彼の産業
連り況又市町と立るの
ふるわるそや吏農家の
の次小連りお続て職人
仮令才藁土市塵小積
清浄たるべし芳ふを
扎枝とおひ良民のを
お碁双六民家にえ
り市制禁あり

次小夜抜き事結納
百姓市町ならば中の
神納といふことも
後論双両二重先後
落ぬ永楽銭打止の
物後納金裸居納
の下巻又ハ事合羽
筆入芥吹

次小夜抜き事結納大織紋門添
百姓市町ならば中の衣裳裃
神納といふことも許敬をへ紛や物
後論双両二重先後綸子繻子純子縮緬縮
落ぬ永楽銭打止の木綿紬綿子糸入琥
物後納金裸居納子紋羽二重花繻
の下巻又ハ事合羽撥袴雨衣之装束帷子煙
筆入芥吹ハ烟袋蒿包

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

並小帷子羽織は生平すさらし 涼衫(カタビラ) 外套(ハオリ) 或は地布なるへし奈良近江越後縮の類ぞ身に着くるは過分して百姓の衣類結構袷綿入は常に手巾股引脚半下帯 犢鼻褌(トクビコン) に至るまで木綿なるへし若又古来より苗氏有者 急拔(ワキサシ) 上下小脇差の族は紬布も外分に過ぎしてこと我をさゆるさる

柳木綿の種 白畳。木綿。日早州𪜈云。或書ニ云日本ニ昔ハ木綿ナシ穀ノ皮ヲ以テ衣裳トス是ヲユフト云。其後桓武ノ朝ニ渡ル唐土ニハ宋ノ末ニ異國ヨリワタル。故ニ日本ハ二百年ハカリ早シ然レ𪜈専ラ天下ニ弘ルコト文禄年中ヨリ也

古代よりは無之文禄慶長之比異国より渡りて編く天下に広まれりしより今の百姓を著者とし唯衣類のことはわかち一統に木綿なるの小袖しく恐み有難き事也

木綿ノ種ヲマクコト先ツタ子ヲ一夜水ニツケ灰ヲマブルベシシカラサレハ苗ニ蟻ツクナリ其性北風ヲニクミ西風ヲヨロコヒ雨湿ヲニクム也湿熱ニムサル、トキハ皆落ツ朝露ニ灰ヲフリカクヘシ

今百姓知るへきなり畢竟太平の御代に生まれしも也泰平なる

市里を知らざれば狂人なれば住む奥の水共里民
知らざれば人を離れて住めば人を慕ひ乱世共
百姓の業不レ可レ離レ郷離レ里の者へ今そ
今世代の極楽世界の麻布に等閑を
とを云ふの縁の百年そ雪氷の寒さを防
今世民布子と名付て
とうやうな今小袖にて油入を吸ふ布子や
いふ物を今百姓動もすれば二の布子小

厚綿の羽織を着て牧丈騎まる米の結構
布子も着小綿入を着る勿躰をなさる
ないもの先前者百姓乃子
は襤褸より落ち
しむる小児の着物
ふり地こそと知らざれ
凡農業と家は生まれて一向山を働き
作り貢上納仕方を迚租税共国家を及ひ

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用

未進借金等ハ納り悪き事
言葉も新妻芝居に異ならず
家財等ハ及ハヌ家蚤厩
雪隠小便所 厩圊 ムヤマロサヤニ内 カヤ
償ひ村〳〵弁ひ
給金の事ハ友明等ハ家
惜さハ等小あるもの 仕官 シカン
まん盤悪さ礼ハ仕
の日ろま麦ハ掛糞物の
或ハ漬と塩小梁と決り土
て蒔てより番ハ籾杭ま
掛ひ土堰 セキ 堤 ツミ 芝
壊 菜 シハ ムサシ 土橋 棲 梁 梁ハ
ろ人足 物 モノ 杖 突 目数 を数
引の杜ひを制て六日山入の定日山刀 ナタ 鉈 節用
の日ろま麦ハ掛糞物の
或ハ漬と塩小梁と決り土
て蒔てより番ハ籾杭ま
掛ひ土堰 セキ 堤 ツミ 芝
壊 菜 シハ ムサシ 土橋 棲 梁 梁ハ
ろ人足 物 モノ 杖 突 目数 を数

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

辻小打ち繕ふ布の合羽を中井法師と弁そ
儲ニ月廿日ハ農具よく好り大縄太縄綯
代具鼻緒前の鞍の骨駄更鼻革駄架杈鞍橋
彼岸ニ白飯絢染ニ絎繩柔飾
杭大鍬鞦ニ馬鍬掘鍬振おこす
にこまこと掻へ粗塊こわす
稍彼岸の苗小田ニ蒔
而及多おそ考ニ稲晩稲救糯の外用

を分等し添く種井を塗りつくこれ拭漬
ま一程ニ来ニ二日ハ安生越中法師永
乗ニ不ニ同からていても
こまま代不易のおし
枕海辺ニ磯小源ニ藻屑荒布をり岩
苔の茅前ま毎穀桑林ニ木の葉をさ
らい苗代前物ニ肥ニこな斗ニ
次小前裁のニ世ニ菜雑蒔ニ支合乃助

並小生姜(せうが)門冬(うど)小蕨(わらび)土當歸(とうき)至(いたる)冬(ふゆ)の年貢(ねんぐ)小充(あてがう)
魚一同(いちどう)藥用(やくよう)目(もく)當(あて)小種(たね)てこれを喫(くら)れ又(また)大和(やまと)
藷(いも)薯蕷(やまのいも)等(とう)を儲(まうけ)小裁(うえ)なき中齋祭(ちゅうさい)日(にち)丸(まる)番藷(さつまいも)
料理(りょうり)とも仕(つかまつ)るまじきあしき支度(したく)
活(いき)日然(しぜん)藷(いも)高巖山葵(わさび)蕺菜(どくだみ)薇(ぜんまい)蕨(わらび)野老(ところ)等(とう)
山家(やまが)の不勞(ふらう)炭燒(すみやき)小落(もつ)てこれ又(また)
ひとつまみ茄子(なす)丼(どんぶり)蕎麥(そば)丸(まる)
加(くわ)南瓜(かぼちや)番南瓜(かぼちや)壺盧(ゆうがほ)長豇豆(ながささげ)
扁豆(ふちまめ)刀豆(なたまめ)元(もと)豆(まめ)

胡葱(ねぎ)韮(にら)蒜(にんにく)相葱(あさつき)辣韮(らっきょう)
紫蘇(しそ)蓼(たで)南蛮小辣茄(なんばんこがらし)
あふぐ市物(いちもの)渓辺小送(おくり)てこれを喫(くら)
瓜(うり)胡瓜(きうり)冬瓜(とうがん)
麦(むぎ)已(すで)小色(いろ)有(あり)小至(いたり)て前物(まえもの)の果(くだもの)
丸黍稗粟(きびあわ)粟(あわ)小至(いたり)て百姓(ひゃくしょう)の食(しょく)
にこれを前(まえ)とし新穀(しんこく)小至(いたり)て種(たね)
仕舞(しまい)て半年(はんとし)小至(いたり)て年(とし)
乃(すなわち)

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

料理(レウリ)をする数(カズ)百姓(ヒヤクシヤウ)多(オホ)く是(コレ)を称(ショウ)して次蜀黍(トウモロコシ)日本ニテハ是又(コレマタ)皆(ミナ)乃(ノ)
黄子(キビ)粟(アハ)稗(ヒエ)これ飢(ウエ)を救(スクフ)ふ穀(コク)なり牧(ヤシナ)て多(オホ)く
料(レウ)とするに堪(タヘ)ず城(シロ)并(ナラビ)に都(ミヤコ)の住(スム)人(ヒト)是(コレ)を賣(ウリ)て米(コメ)に代(カヘ)
年中(ネンチウ)此(コレ)生活(セイクワツ)となす
豆(マメ)荏(エ)胡麻(ゴマ)罌粟(ケシ)茶子(チヤノミ)小豆(アヅキ)是(コレ)を搾(シボ)り油(アブラ)を賣(ウリ)米(コメ)に代(カヘ)
菜園(ヤサイバタケ)并(ナラビ)に楮(カウゾ)を植(ウヱ)利(リ)を得(エ)
茶苑(チヤバタケ)より信(シン)を楮(カウゾ)又(マタ)穀(カウゾ)カチ

カチノ葉ニ文字書クトハカウツノ葉ナリ紙ニスク木ナレハ也
梶ノ葉ト書ハ誤也梶字ハ字彙補ニ出コツヘト云字也舟ノカチ
ニモアラス、

凡(オヨソ)百姓(ヒヤクシヤウ)の産業(サンゲフ)は五穀(ゴコク)を不出(イダサ)の紙(カミ)并(ナラビ)に漆(ウルシ)
木(キ)利(リ)負(オヒ)大山(オホヤマ)の木(キ)深(フカ)谷(タニ)乃(ノ)大田(オホタ)の木(キ)深(フカ)谷(タニ)乃(ノ)
領(リヤウ)地(チ)に植(ウヱ)置(オク)べし
蓛麻(アサ)紅花(コウクワ)の二(ニ)毛(モク)無(ナク)小黍(コキビ)の少(スコシ)
刈(カリ)干(ホシ)土産(ミヤゲ)に及(オヨ)なり木綿(モメン)も亦(マタ)可(ベシ)植(ウヱ)置(オク)
にわずか十年(ジフネン)に九年(クネン)は不作(サクナシ)に偶(タマ)熟作(ジユクサク)

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

の物も求めがたく荘糟餬のおさへ僅一ぱ
の汁潤ひ難く一ぱの豆を菜子の出乳を生し満足
酒の味く醒がごとく苗蝋にして風に伏すに
豌豆を三粒蝗虫の癖を治すと聞ば多くは助ケ
姓の利分を落し金銀を求ると不動産を出し助ケを求ま
にまどふなり（カレ勘カレガヘル）田植の中休後といつても
つまく種て後悔を

仕事のまとゐ歌笑簫管鼓舞中休の慰女中共
奏を借てねぎらひ慈悲を施すなさけ
備刈麦の初山の芋姓の入合の義士の義物小
向うそく借今人の浅きにこそ分取言名すてさる迄
九田畠八下糞を良とすれいへども麦田の花
に稀なり木骨の助ケ（花カリシキ此字古来知ル人少シナリ字彙ニ以草木ノ菜実田ト在故ニ淳始テカリシキト訓ス）
まくを力米多小及ひ手に肥て谷免

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用

よ悪して主自ら良き百姓なる筈
そう勤て年中外より先達来るを迎
時ハ絶ず世間ニ出ることなく
又ハ出ることなく稼穡小屋
納スルヲ穡トイフ 柱附已ニ終らハ出ず
八ツ時日病気不孝ニ外一日も懈怠すること
ハ妻の実り唯山畑等ハ
タノクサ 田莠 人ハ深く抜捨ハ
ひろ 蛭蘿も

なれば諸作皆同じいへども九百姓某に代へて
多分を稼ぐべき物唯麦と大根なり
次小蒭雑穀皆是百姓の種実なり時前後雑へてこれを蒔人
の望むところ物之を求大根の種実は時前後雑へて蒔
なり七嫩小にして風味宜しかり作りて容
易すべし
次小蒭麦は多く麦地を荒すといへども
を功小麦より遥に百姓自作追善ある乃根

仮称容の容易なるを取て益を有り七月落
大わり十月蒔く田家の畑を作り秋風稍
涼き夕べの下にて石磨を以て小麦
を搖ひ小麦を粉よ磨り篩ひかけて索麺
に索ひ素餅 冷麪 又温飩汁麦とも一歩
取合ひ温飩汁麦とも法の如く法母曽姑
等の活命霊を祝ひ盃す牲霊の棚に供
し一族兄弟姉妹聟姪

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用

兄弟互ニおもひ並ニ譜代下風ニおそこ
ニ至ル迄強ひ飽ニ食ひて農業の疲を忘
ルゝ事なく百姓の体略ニ等ニ衣類を折て楽ニさせ
萩と成宮ニ我農夫を誉ニ
出精ニ而悪ク田稗を田稗
先祖と仰松茸と成ル食け
魃ニ而霖雨氷嵐雹山風下風
暴風ノ外ハ如此ニ

百姓日用訓

手ニ入ル物ニ而必ず検見を待ニ及ず
引ニ而大切ニ田地を養ひ布て肥を
含ル事ニ而大積のごとし然ル
検見を待ニ及ず皆収納ニ而富
とも貧ニ成ル元来の苻旬ニ
田つくる時ハ百日の食を惜ミ
人ごとニ粗魂の後悔ニ
て稲を植ニ及ニ而綿れ合ひ悪ク乃

年の亦速やかに歩を移して不作にて凶年と載くよりは今年利益ありて多く凶役人の苦労もなく百姓のため之を速やかに稼穡の旬おくるゝ事なれ鍬の収納を先扱き揚よりも急を入を救通豆を手仰数度も反覆して然る後に大切の事なれ銭を一杯に詰米を俵に仕へつゝ入れ砂を除去仕へつゝ入れられ百姓今年の対

繋るの唯だ山畑地の出産を頼りとするも亦唯だ山畑茶にのみ依頼するの出来よりも他の作物を植る田畑を検分を加へ熟不熟を点検せしめ検田吏立合を以て出来の多少を憲法の引方を以て年貢を償はせ給ふるの重代并田乃古法といふも是を以て百姓の民業を

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用

る後よろしく差添ふべし
はしこき成敗すべき小農
もりとする事あるべからんや然
共のして納申さざる
宝とする主金代方差置
を催租子ンゴサイソク。抑子厚詩。文多督責字注。催租之人又来
成上納をへさせ申候
引き納る事に候

来春のお物を待るなり
るわりふ嵐吟ざる
下主ざる生んこと
るく組ふへきこと
利息をお原沈度
次よりの男に
ひらの燵ざ

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

風炉の下もとこと〳〵く在〳〵又旅
国旅宿の火毎夜森々する時節乾
お蚤細櫛或ハ小児の衣類等
至るかるた 足衣 韈 タビ マイタレ

十月物と源氏揚の祝ひ是も
齊〳〵必ず略をつゝしむ随分
恵てまゐ〳〵敷の食物酒肴
各〳〵一次ゝ年ごとの用料是又
ゆゑ年ごとの要の事なる

槽の中へ生下男女ゟ伊勢
に遣て是を嗅さ銚ゝるか
牛るの疫ゝる事ハ不思
換ゟり牛るもそゝ如
の作法ておす條令
ゟりても金銭を以て
ゝるものかねて
ゝて病を待ゟり

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

凡奴隷(ぬれい)と仕(つか)ふる隷(ヤツコ)シモヘ使(つかい)働(はたらき)有(あり)共(とも)一(いつ)篇(ぺん)の教(おしえ)有(あり)古今(ここん)の手本(てほん)小教(こきょう)訓(くん)有(あり)家(いえ)来(らい)と雖(いえど)も人(ひと)の子(こ)の如(ごと)く不便(ふびん)を加(くわ)へ主人(しゅじん)の家(いえ)を和睦(ヘイキムツマジク)し夫婦(ふうふ)相(あい)互(たがひ)に機嫌(きげん)を時(とき)々(どき)に窺(うかがひ)よく〳〵気(き)の合(あひ)たる女房(にょうぼう)を貰(もらひ)て始(はじめ)て業(わざ)卸(おろし)も仕(つかまつ)り女房(にょうぼう)程(ほど)重(おもき)て大切(たいせつ)なる家(いえ)の不吉(ふきつ)小事(しょうじ)にて家(いえ)も又(また)傾(かたぶく)事(こと)有(あり)

働(はたらき)なき婦人(ふじん)を貰(もらひ)受(うけ)ては家業(かぎょう)を営(いとなむ)に大(おおき)なる障(さわり)有(あり)又(また)主人(しゅじん)に子(こ)有(あり)時(とき)は彼(かの)子(こ)の為(ため)に悪(あし)き継母(ままはは)と成(なり)て先妻(せんさい)の子(こ)を憎(にくみ)家督(かとく)を争(あらそひ)家(いえ)を破(やぶり)身(み)を亡(ほろぼす)の基(もとひ)なり

主人(しゅじん)の為(ため)に悪(あし)き事(こと)を教(おしへ)て主人(しゅじん)の利(り)を奪(うばひ)取(とり)同(おなじく)る様(やう)に計(はかり)事(ごと)をめぐらし其(その)家(いえ)を傾(かたぶけ)る事(こと)有(あり)

百姓日用訓

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

計ひもち無てこと成そのもち
生涯をまとする時ハ一ヶ家
来ハ内ニ深く身ハとまり
上座毛氈ハのミ常用ひ
よ尚〳〵大ニのぬく柱ニて
家事ハ又妻ニ委〳〵ハ中
窮ハまとこそ治家ハ
く我又主人ハ常ニ我治ハ

悔り改ハ日ハ笑ニて和ハニて納ニ
身ハ成ハ剣ニ主人ハ目を瞋し
又ハ朋輩と一致〳〵ハ慎よ主
身主人ハ益ハ成ハ柱ニ憎ニ
有ハ事を忘ハ是家人ハ
亮主人ハ恩ニ報ハ間と知ハ
と下男女ハ只指を加ハ
の世帯唯ハ女房ハ

易ハ内ニ居テ食物ヲ主ルヘキ也
中饋・言心ハ婦人ハ

角ニ女房ハ家の事を情と用ゆるの外ハ料理をはしめ
出して一向味噌塩糀 麴蘖 并ニ糯粃
穂刈切 漬物 菹 干物雑糧の始末下女の扱ひ并
するの費ひまて皆家内のつかさどる事にして歳暮を
して内儀といひ内方内証といへる是也 雑糧 粮 糇
糠 粞 糒 糗 糙
むかし漢の張良蕭何ハ味噌役ハ粮の
世話方にて女房の職に似たれハ彼是を准
へ座にてハ今ノ女房をさして内証と称ることあり

孟母曰。婦人之禮。精五飯。冪酒醬。養舅姑。縫衣裳。而已矣。故有閨門之脩。而無境外之志。類書纂要。称人妻曰内相

若又世上の義理公義出入等を令相談ハ家人
并山乃下知ある是圍外のことなれハ是又
夫と大将軍韓信の類ひ深く是乃軍配り
すの也 雌雄 くして家を出ることなし 史 馮唐傳。

王者遣将。跪而推轂曰。閫以内寡人制之。閫以外将軍制之

一之日 一ノ日ハ今ノ霜月也 豳風七月篇 觱發
發時只麦生を推りは米殺採り来る乃
第とあらた下し轄をぶれハ農業の盛に至るの種

を掘り紀を植る間渇くに井を堀この外こゝ
ろうるまゝ菓木柿栗椎茸杉檜を上ゝ椎茸杉
杠をすゝといふも百姓の職なり
蚊蝱は多ゝ蚊ホコリといふも妨成ぬゝて
悪きものさなり但し未だ蚊帳一張を用ひず夏門
のゝよふなるを善てんようけ能ほうく焼香ゝ
兼ト八両方相カスルノカ子ルナリカ子ゝナイゝマヘカタノカ子テノ字ニアラス
カ子ゝノカ子テハ豫ノ字頽ノ字也但俗間ニヤハリ兼ノ字ヲ用ルヨヨシトス

莚已よ綯ふ縄を索り蔭を結び簀をかき
を壁を塗りる有者の葺を刈り屋上の修理
我ものふる時ハ雷雨を厭ふ茅を宵ハ
ち索を綯へ翌よ屋ふ并ことしている七月之農家
冬月ハもも九百姓の修復ハ夜ハ
冬月破損を繕ハされ共ハ昼ハ破ると夏
小向て葺替のとゝく農業の時ハ
かゝれ共ハ昼ハ小破の時ハ
ゝれ共ハ昼ハ小破のなるか

大風ニ枕ヲ高クシテ寝ルノ義ヲ考ルニ時ニ嵐ノ度毎ニ堤辺ノ木杭ヲ世ヒ縄ヲ綰ヤ
ト云ヘル中ニ人ヲ驚スヘカラス但百姓ノ屋根葺(フク)ヲ起(フク)葺ソノホカノ法ヲ以テ先一年ノ秋ヨリ自
分ノ屋ニ手ヲ附(ツケ)薬(クスリ)ヲ用ヒテ次ノ年ノ春ノ妻ヲ葬(ホフ)リ次ニ子ノ葬ヲ終テ次ノ後ヲ葬ラン又次ノ
毎年ニ是ヲ為(ス)時ハ三年ニ月ノ蓄(タクハヘ)ヲ残(ノコ)サス完(マツタ)ク尽(ツク)ス所ノ肥
一わり是又是ヲ葬ル必(カナラス)職人ヲ雇(ヤトヒ)テ為(ス)ヘシ

兼(カネ)テ預(カネ)テ正字也ニ生業ヲ勤ヒ自分ニテ残ラス
ニ至ル又農夫ノ一妻ニ女ノ名ヲ呼(ヨブ)ヘカラス
扨又女ノ名ヲ呼(ヨブ)ヘカラス禍(ワザハヒ)ヲ招(マネ)ク
逸士傳董威以殘絮(ヒロ)縷(ル)帛為衣号百結衣(ホツレヲヒ)
終(ヲヘ)ル名ヲ汚(ケカ)ス事ヲ恥(ハヂ)ヨ二月ニ
裼(ツヽ)ヲ着(キ)ル人ヲ笑(ワラ)フ歳(トシ)ヲ辱(ハヅカシ)メヨ
是(コレ)亦(マタ)風(ヒン)ノ詩田家極月ノ条也二ノ日
次ニ桟(ケン)ノ字ノ家門ニ貧(ヒン)ノ字ノ本(モト)ヲ

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

凡て農を業とするものなれは地利の便を
利贏(まうけ)のことは老は才覚なり夃(コ)(ウル)説文。秦人市ニ買テ多ク得ルヲ為ㇾ夃。又多積利也。贏(エイ)字彙ニ賈得利也トアリ二字マウケト訓スヘシ
然ハ天下衣食住の本なれは
我ゝ農を業とする下ゝ者も文字をよく一ツの衣食も及
ひかことは年々生産(さんじやう)の拙(つたな)きなりと知るへし
彼の禽獣を看(み)よ何も赤裸(わりそうかう)にして羽毛乃
衣を受たる是をなんて一季一夜のわするは鳥
毛物すらもやらさるかと自恥て随分産業を励(はけむ)

ゆゑなり農を家職に業するものは態(わさ)ハとんと娘
娘又ハ小児は衣裳ぞうりも農業にて自ら設祖
父母すらも人せ吉(よろこ)ハせまいらす下されハ老耄(らうらん)し
たる也の衣を着し父母のおふて童戯(さゝむれ)をなせ
しも是孝行の一ツよりもや又百姓の境界(きやうがい)
正月山入の日より門松を飾(かさ)かさと拮据(きつきよ)勤労(ヤルセナクイソカシキコトナリ)
拮据。動作不ㇾ輟(ヤマザル)ノ見
鞅掌。所ㇾ以拘ㇾ物也
御年も人を慰(なぐさむ)るなり寄(せわ)てハ孫子
の為餝(かさ)るなれて家内皆悦んでこそ年中

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

骨折し甲斐もなし危き事ハ必して為ましき事を
好むへからす大概男子ハ手燭をもち女子ハ鏡台を
持ぬるやうに瑠璃紺鳶色檳榔子なとゝ言ふより
黒茶ハ本藤鶸萌黄ハ若竹易し古来より
藍鉄なとゝいふも多く種色也是等代不易
の色也近年路考茶なといへるハ元是戯場より
出たるにて並役者の紋也又農家の恥へき所
是又好色の媒なれハこれを禁すへし百姓ハ

元より家々に定紋なりとも家の紋を付へし姓
氏ともちからにて一家の因とも云へけれは只
又男女乃言葉深く慎へし客ありて物を言ふに自
分に恥る浅ましきことを言ひ家職を妨け其
並ひ却て寡からん欲多しとて又農民の一ツ言利分
は家にへ共へ百姓ハ只百姓の態を守るへし
洗濯物も小形より紙草鞋をもて蓆を織り
童のもハ草履草鞋を作らせ来年の田用を兵

一修行をして成佛得脱するなどと云ふ事は、
なきものなり。おのおの、
云ふ所を深く信ずべし。
扨又僧侶は、大家檀那の
為に、こころざしの
いかほど百姓よりこれを修りとも、
其の人苦しからざる
様に、施しを請ても償ふ
ともせざるゆゑ、却而各嘗よりも
これを尊敬すれば、孝経
にも、敬して遠ざくと、父母を置きたまふ

共、かの寺に参詣して、各悟りを
ひらくべき事に極まりたる
物ゆゑ、寺に貢を持参して、
僧侶と結ぶ、是又百姓の
仏徳、寺と云ふ所にも、
支配頭と云ふ所にも、
支配頭並に組頭等有之候
事に候。
扨又、寺社奉行
と申すは、
寺社

遣て年中の酒肴の費を止め
衣服を着るに奢ることなく
衣裳を減し組使を用ひ
飾を専らとする事なく
初会にも手ぬるく
揚屋酒宴遊興の

わるんよ一ぢの他ハ大概教訓指儀 表倹二字唐ニテタハラト云フナレ
苞此字也ト云ハウヲヘウト誤タルニヤ 孫指卦畫文字ニ收納セ（考ノ今
畫ノ文字ニ三ノ九要文ヲ文字ニ指儀トモ其一ヲトリテ指卦畫ノ文字ニ指儀ト
捨候皃ハ九要文ノ一乃孫三要文教
爰ニ指表即皃一ヲノ三ヲノ等ノ料ニ其九年也皃
解セハ新ノ三ヲノ解ハリ教文元亀七年
新解セ時ハ解ヨ九年ヲ續ハリ皃百姓ノヨ

のこふ孤セ立ふ不法ヲ孫法ヲ事ヨリテ
九年ヲ蓄ヲ皃ヲ生ノ為ルニセ又ノ家ノ為ヲ
いふセや 九年ノ蓄。并ニ量ヲ為出ヲ共禮記王制ノ篇ヲ皃入ヲ量テニヲヲ生ヲ
といふ古法ヲリテ今ノ俗ノ指ヲ
ノ一生ヲ百ノ苦難セ
一事ヲ解リヲヨ俗ノ今一ヲ支ニ度ヲ不言ノ
ありとセ添ヲ備孫ノ
わるそのとや皃ヲ九年ヲ九ヲ物乃

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

孟子曰老而無妻曰鰥老而無夫曰寡老而無子曰獨幼而無父曰孤此四者天下之窮民而無告者

数の至極なれハ縦令至極の大難なりといふとも九年の積なきハ國其國にあらず但二十七年の私なく積尚ことに積りて是も老の富に厭かざるハ此故に二十七年に後ハ三分一の餘りを出すことハ後家鰥寡ハ老ひて子なき老

禮。王制。矜鰥孤獨。此四者天民之窮。而無告者也。皆有常餼

幼少にして親なきと又ハ孫居跛癖の小今日に饑寒ハ勿論一門一族のふ恵みするか生きる事を施そらし續て世上を憐り祝るなり

己に百姓役わたしハ又子孫あらん事を欲し猶富は及んで又富貴ならん事を欲しく望蜀の心弥増し

光武紀。人苦不知足既得隴復望蜀

月盈ときハ缺る物の道ふしして衰といふ事を知らされハ易にも天の道ハ盈るを欠き地の道ハ盈るを変し鬼神ハ盈るを害しにくむとあり

易。天道ハ虧盈而益謙。地道ハ変盈而流謙。鬼神ハ害盈而福謙。人道ハ悪盈而好謙。説苑。孔子讀易至於損益則喟然歎夫自損者益自益者缺

孔子か易を讀ミて損益に至て喟然として歎して曰みちたる者ハ欠り損する者ハ益し自益

老ハ缺ト孤ヲ世ノ人一向ニ不ヲ
ノミ見テ興ヲ基ヲ事ヲ志ス
說苑曰人皆知取之爲取也不知與之爲取之
ニ至テハ甚キ鬼神ヲ亦ハ
孤ノミヲ雖モ組合ニ
シテ家ヲ必ス生ノ
又悖ヨ出ツトイフヿアリ也
聖人ノ教ヲ違ヒ修ノ
悖而入者亦悖而出

ヿヲ換テ彼ノ災ヲ
ヽヲ家ヲ永ク義ヲ
事ヲ
詩小雅楚茨篇子孫勿替引之
ヿヲ
凡人ノ私ヲ憂ヲ
乃病ヲ困窮ヲ
モ貧窮モ
時ハ
論語父母唯其疾之憂
唯ヿヲ

子そだてなどを精出し農業を勤へ
ず勉めのごとくなるべし孔子要たり孔子曰
孝経庶人章曰く因天之時就地之
利謹身節用以養父母此庶人孝也と庶
人とは武士の外先百姓のごとし百姓
の学問は三十二字のみあるのみすべて
百姓はその時その地その場を違ふ
と物作せよ作人題目を唱ふといふも

三十二字ふそむく者は国家の地獄へ堕そ
やいふなり地獄の国の字を看よ玉未の方を口まとの
なんともそれも伸らまた人の話宰
小今又窮の一字穴宮に完て穿銭
のごとく屈めて肱を挙ざるごとく
もと足を揃ふて坐し今食すべき
おのれとお債音齊。負戝也せんさいなれ債なされ世る

悪く塞り行ずるを生と云ふ父
母の衣食を云ひ侘るを飢寒と云ひ
飢寒をやはせるを餓鬼と云ひ
病悩を長るゝを地獄と云ひ貧窮の地獄ばかり甚しきを
能く地蔵菩薩の救ひの如く来るを云ひ
是を逃んとするを唯山王二字勢多の橋
一気呵成よく云ひ難たのが如く先天の時小
周るを八卦の生と云ひ稼穡乃

旬を渡ると次の如くに
しき程を下ると云ふを生
と死生を頼むと云ふを
花さく並に大酒せるを父好
ウテコキ ウテタテ キヲヒクー ヌトコヌテ 牧又何ぞと父母乃
不養生せる時を病水
夕れ老ると云ふを死
しまるを地

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

伏て奥を求め雲に登て菊を折
釈迦のごとくなるべきや又不生
二十二字を修行するのみ
悟果をえては半生の
を得ずして義父
のへ
毎日朝夕数百を約
るがごとくして
て美味をすゝめ父母

妄みして唯存生の欲ひのみなりた
小児経の時より及んでも微塵も世の公を
弁へ得ずして即ち往生極楽の
異くに意を起すとは二千二字に背く
故人の深き意を忘れ奉て農業
怠門年貢上納
毎日
百姓日用訓終

國人必要附言

續後拾遺

一そもに人をも守護神のふりの墨縄のそなれとの

前中納言定房

續古今

角もち禄のふ衣着て我生るものるとを

前大納言基良卿

さまわるふとのこほり三へ

楠正成

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用

百姓日用訓

鄙ノ出生農夫ヨリ百姓日用ノ事一ト通リヲ経文ヲ採摘シ和文ニテ平仮名ニシテ易シテ辺鄙ノ産業ノいとまニ孝悌忠義ノみちヲ志サンガ為ニ此書ヲ輯メ掲ケテ世ノ人ニ示シ一ツニハ農業ノ精ヲ出サセ二ハ奢ヲ省カシメ三ハ博奕ヲ禁ジ四ハ酒ヲ節シ五ハ喧嘩ヲ止メ六ハ争ヲ息メ七ハ無益ノ費ヲ省キ八ハ公事ヲ止メ九ハ盗ヲ禁ジ十ハ邪淫ヲ断チ十一ハ賭ヲ禁ジ十二ハ家業ヲ励マシ十三ハ孝行ヲ勧メ十四ハ忠義ヲ励マシ十五ハ夫婦ノ和睦ヲ専ラニシテ十六ハ兄弟ノ睦ヲ厚クシ十七ハ親類ヲ和ラゲ十八ハ朋友ヲ信ジ十九ハ召仕ヲ憐ミ廿ハ慈悲ヲ施シ廿一ハ主人ニ忠ヲ尽シ廿二ハ主人ヲ重ンジ廿三ハ礼儀ヲ正シクシ廿四ハ身ヲ慎シミ廿五ハ分限ヲ知リ廿六ハ倹約ヲ守リ廿七ハ無病ノ時ヲ忘レズ廿八ハ老ヲ敬ヒ廿九ハ幼ヲ育ミ三十ハ貧ヲ憂ヒズ廿一ハ富ヲ願ハズ廿二ハ人ヲ怨ミズ廿三ハ人ヲ妬マズ廿四ハ人ヲ侮ラズ廿五ハ人ヲ誹ラズ廿六ハ人ヲ嘲ラズ廿七ハ人ヲ憎マズ廿八ハ人ヲ疑ハズ廿九ハ人ヲ欺カズ三十ハ人ヲ損ゼズ卅一ハ人ヲ讒セズ卅二ハ人ヲ争ハズ卅三ハ人ヲ恨ミズ卅四ハ人ヲ呪ハズ卅五ハ人ヲ殺サズ卅六ハ人ヲ害セズ卅七ハ人ヲ悪ミズ卅八ハ人ヲ憎マズ卅九ハ人ヲ嫉マズ四十ハ人ヲ軽ンゼズ四一ハ人ヲ賤シメズ四二ハ人ヲ貶メズ四三ハ人ヲ笑ハズ四四ハ人ヲ謗ラズ四五ハ人ヲ罵ラズ四六ハ人ヲ叱ラズ四七ハ人ヲ責メズ四八ハ人ヲ打タズ四九ハ人ヲ蹴ラズ五十ハ人ヲ踏マズ五一ハ人ヲ突カズ五二ハ人ヲ投ゲズ五三ハ人ヲ引キ倒サズ五四ハ人ヲ捕ヘズ五五ハ人ヲ縛ラズ五六ハ人ヲ閉ジ込メズ五七ハ人ヲ追ヒ出サズ五八ハ人ヲ売ラズ五九ハ人ヲ買ハズ六十ハ人ヲ質ニ取ラズ六一ハ人ヲ質ニ入レズ六二ハ人ヲ使ハズ六三ハ人ヲ雇ハズ六四ハ人ヲ養ハズ六五ハ人ヲ育テズ六六ハ人ヲ捨テズ六七ハ人ヲ拾ハズ六八ハ人ヲ助ケズ六九ハ人ヲ救ハズ七十ハ人ヲ導カズ七一ハ人ヲ教ヘズ七二ハ人ヲ諭サズ七三ハ人ヲ戒メズ七四ハ人ヲ勧メズ七五ハ人ヲ励マサズ七六ハ人ヲ慰メズ七七ハ人ヲ悦バセズ七八ハ人ヲ楽シマセズ七九ハ人ヲ喜バセズ八十ハ人ヲ怒ラセズ八一ハ人ヲ驚カセズ八二ハ人ヲ恐レサセズ八三ハ人ヲ悲シマセズ八四ハ人ヲ泣カセズ八五ハ人ヲ笑ハセズ八六ハ人ヲ困ラセズ八七ハ人ヲ苦シマセズ八八ハ人ヲ悩マセズ八九ハ人ヲ煩ハセズ九十ハ人ヲ疲レサセズ九一ハ人ヲ労セズ九二ハ人ヲ使ハズ九三ハ人ヲ雇ハズ九四ハ人ヲ養ハズ九五ハ人ヲ育テズ九六ハ人ヲ捨テズ九七ハ人ヲ拾ハズ九八ハ人ヲ助ケズ九九ハ人ヲ救ハズ百ハ人ヲ導カズ

書林　東壁樓誌

信陽利根川豊教述
高井蘭山先生作

農隙餘談
平仮名本　全一冊

此書ハ農ヲ勧ムルニ非ス農民平生乃怠ヲ示シ多中ノ気候ヲ知ラシメ尾ニ七十二候ヲ載ルマデノ農家ノ疎漏ヲ補ヒ玉フ

農家用文章
全一冊

同著述

用文章平生ヲ投ズル耕作農具村役向農業ノ事ニ関リ用ル文ヲ示ス

農家調法記
全一冊

同著述

此書ハ農業ノ精ヲ出サセ永文ノ手引ト為ン為ニ村里ノ名称指北井田及ビ永文ノ書方教訓前件地方要用ノ事ヲ固収納法仮文例書法ヲ文例ヲ載ス

同編輯

同嗣編
全一冊

此書ハ三族ノ族称ヲ始メ親類ノ名目ヲ図ニ表シ家内ノ名称ヲ始メ町場地借店借ノ作文ヲ集メ町場地借店借ノ作法ヲ記シ加ヘテ農家ニ益アル事ヲ記ス

同著

同續編
全一冊

此書ハ男女婚姻ノ式ヲ始メ村役人ノ名目ヲ図ニ表シ村役人ノ任務農ノ様ヲ示シ又ハ村方ノ紙ヲ記ス事ヲ文面ヲ始メ村方ノ割合ヲ記ス事ヲ加ヘテ農家ニ益アル事ヲ記ス

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

859
10

同著述
訓蒙天地辨
全三冊

鱸先生著
百姓日用訓
全一冊

天保六年乙未孟春再鐫

江都書肆
浅草御藏前茅町二丁目
須原屋伊八
下町本町三丁目
須原屋安次郎
水戸書舗
北澤平吉藏

田うた唄
みのたてくちらぬてくれ
みのくよとりあけ

国立国会図書館　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10
ガラス使用

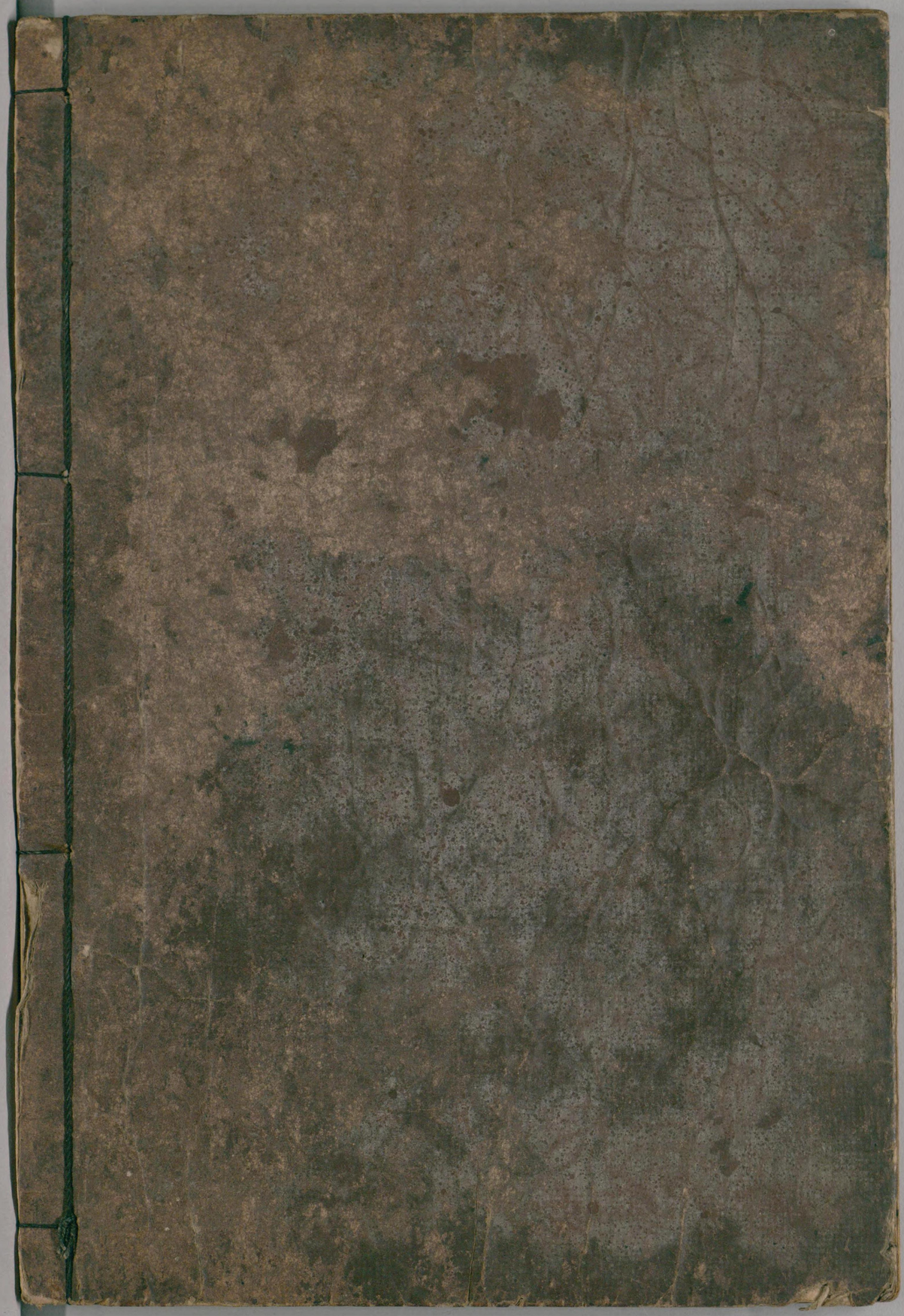

国立国会図書館　　タイトル『百姓日用訓』　請求記号 859-10

ガラス使用